

第11回

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会

日時 平成27年6月24日（水）

午後2時58分～午後5時12分

場所 県庁6階 第1特別会議室

（午後3時02分 開会）

1. 開 会

○委員長 それでは定刻となりましたので、これより第11回普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認手続に関する第三者委員会を開催いたします。

本日は、これまでいろいろヒアリング等を行ってきましたけれども、その中で少し環境問題に関して委員からご検討をお願いしていた事項についてレポートもいただいておりますので、それに基づいてご説明をいただくと、そういうことでよろしいですか。

今少し話をしましたように、適宜質問等が挟まれていくという形で、我々の理解を深めさせていただくというような方向でいきたいと思っております。

それでは、委員のほうからよろしく申し上げます。

○委員 最初に資料について、事務局の皆さんにも説明をさせてください。

（資料に基づく説明）

前回宿題をいただきましたので、特に私が勉強してきた分野について、今回の案件に関するコメントをまとめてみました。

今までの資料を拝見しながら、気になるところは抜き出しながらメモをとっていたのですが、前回からきょうまであまり時間がないので、十分な検討になっていない部分もありまして、このまま資料として記録されるとちょっとまずいかという面もあって、このような形になっております。皆さんの意見を伺いながら、より正確なものに仕上げた時点で、資料として保存していただければと思っております。

また環境といいましても、私の専門は生物学ですので、その分野を中心としたコメントになっていますので、ほかの分野の自然環境に関するコメントは、他の委員からもぜひお届けいただいて、全体的なまとめをすべきであろうと思っております。

それでお手元にコピーしていただいたものがあります。まずAの意見の要約というところをご覧くださいますと、最初に前書き的なことがありまして、中段あたりから1番、2

ページ、3ページの中ごろまで、14番まであります。

これはその後の、3ページ目の詳細コメントと書いてあるところの、ちょっとただらと書いてある部分から、重要そうだと自分で判断した部分を抜き書きしたものですので、ここを説明しますと後のほうでまた重複した言葉が出てまいります。

その前書きのところは、私自身の考え方で、最初に自然の大切さについて述べました。自然からはかり知れない恵みを受けて生活しておりますので、私自身としては、現在存在している自然環境は全て保存すべきであるという基本的な考えを持っております。

ただ、2段落目にありますように、私たちの生活に必要なものは、つくりあげて開発行為をしなければいけないというのも事実ですので、そのような事態が生じたときには、自然の大切さと私たち人間の行為について、十分にバランスをとるべくさまざまな議論をしなければいけないということをもとめてあります。

3段落目では、今回の宿題ですけれども、埋め立ての申請書が提出されて以来、承認に至るさまざまな書類を拝見したわけですけれども、そのプロセスの中で私が気になった部分について抜き書きをし、自分の意見を書き込んだというスタイルになっております。

ただ、その意見の要約の部分では、そのあたりをまとめておりますので、こんな形で言いたいことがまとめられるかと今考えているのですが、どちらかといえば、私たちの作業はあら探しといいますか、気になるところを抽出するということに終始しております。自分自身としては性善説にのっっていると思っているものですから、あまり得意ではないので、中途半端なところ、あるいは足りないところがあれば、ぜひご指摘いただきたいと思っております。

では具体的に1つずつご説明させていただきます。

1番は資料全体の様子ですけれども、環境影響評価に対しましては、こういうようにつくものだというような指針ができ上がっており、それに沿った詳細な調査が実施されているということは認識しましたということを示しました。

ただし2番として、調査は詳細に行われていますけれども、解析あるいは評価等において不十分な面が多く見られるということも事実であることを指摘いたしました。特に表現として、「可能な限り」や、「できる限り」、「専門家の意見、助言を踏まえて改めて判断する」というような曖昧な表現が多いために、資料として果たしてこれでよいかどうかというところについて不安があるということを示しました。

3番は近年の環境影響評価の特徴です。十数年前から特に生態系の諸要素、諸機能に関

する定量的な調査・解析が求められております。生態系と申しますのは、釈迦に説法で恐縮ですが、自然界に存在する生き物と、それを取り巻いている環境を併せて考えるシステムのようなもので、森やサンゴ礁など、ある程度まとまった自然に対して使う言葉です。

これにつきましては、申請書の中で非常に多くの食物連鎖の図、あるいは生態系の要素に関する調査結果が示されておりまして、情報としてはかなり多くのものが盛り込まれていると拝見しました。

しかしながら、肝心の定量的な表現という面では、あまり十分とはいえないと判断します。

4番、生態系の機能に関しては、特に申請書の中で参考にすべき科学的な情報あるいは知見が多くないという理由で、十分な解析・評価を行っていないところが何か所かあります。やはりそれはまずいのであって、参考事例が多くなければやはり独自に調査し、研究し、評価すべきであったろうと判断をいたしました。

この生態系機能という単語は、私どもの分野では1950年ごろから頻繁に使われてきておりました。特に生態系の役割という面からは、1990年代、比較的この機能という言葉を使って論文が書かれております。ただ、2000年に入りまして、国連が地球の生態系評価をしようという大きな調査をしたときに、生態系サービスという言葉を使うようになったために、ちょっとこの環境影響評価にしても、1つ前の段階の言葉として使われている関係で、最近の事例を勉強するときに少しわかりづらさがあるということは確かだと思います。いずれにしても、生態機能あるいは生態系サービスという重要なキーワードをしっかりと解析すべきだという点では、満足しておりません。

それから、5番も新しいテーマで、生態系と生態系のつながり、例えばサンゴ礁と陸上の森のつながりなどという複数の生態系の関連性についても、項を立てて説明しているという点では、最新の情報を含めたレポートだということは感じられますけれども、次のページに行ってくださいまして、解析としては1つの大きなスキームを書いただけというような評価にならざるを得ないものでした。

6番は、辺野古という場所を決めるときの問題です。普天間の機能をどこに移設するかということを決定するに当たり、自然、生活環境への配慮を最大限行い、さまざまな候補地について検討して決定したという文言が見受けられるのですけれども、その複数の候補地に関する比較検討の経緯が不明です。これはヒアリングのときにも質問させていただい

た点ですけれども、言っていることと実際に行ったことが果たして合っているのかどうかということは大変気になりまして、問題点の1つとして挙げさせていただきました。

それから7番、気になる表現と書きましたけれども、それは7番の3行目あたりからの表現です。「代替施設本体の存在によって海草藻場の一部が消失しても、周辺海域における海域生物の群集や共存の状況に大きな変化は生じないと予測されます」とあります。これは言葉を変えて言えば、代替施設をつくる、埋め立てる場所の自然がなくなっても、周りがあるからいいよ、というような表現にとることができますので、大いに問題です。代替施設をつくる場所の自然を正確に評価し、しっかり考えてもらいたいという意味で、私は間違った考え方であるというように書きました。

8番は、2カ所ぐらいに出てくるのですけれども、大浦湾西側海域の消滅する海草藻場に、ジュゴンの食跡が残っているという事実があります。それほど多くないということも書いてはあるのですけれども、ジュゴンがここを利用しているという事実を認識しているのであれば、それはその前の表現と、7番と関連しますけれども、埋め立てる場所の価値をもっと正確に把握すべきであろうというように思いました。

あれ何で9番がないのでしょうか。

○委員 10番を9番にすればいいですか。

○委員 このままでもいいですか。

10番はちょっと長くなっておりますが、「公有水面の埋め立て」というところから始まるものです。

その表現は括弧の中で示しましたように、「埋立により地域社会にとって生活環境等の保全の観点からみて現に重大な意味を持っている干潟、浅海、海浜等が失われることにならないか」ということについて審査しなさいというテーマがあるわけです。

それにつきましては、県側のお答えとしては、文書で残っておりますが、そこは既に立入禁止区域になっており、地域社会にとってはもう立ち入ることのできないところなので影響はない。あるいは漁協から漁業権のことにに関して同意を得ているので、問題は生じないという審査理由で、ここを「適」としたわけです。

しかしながら、この立入禁止区域は、別の言葉で表現すれば、長期間人の出入りがなかったという意味では、保護されてきた場所というように考えられますので、海洋保護区と同じ状況にあるという見方をいたしました。もちろん、これには科学的な研究あるいは根拠が必要ですが、一般的に長期間立入禁止区域になった場所の自然はよく保存され

ているということが通常ですので、もしそうであれば、この立入禁止区域の中で生まれた魚が外に泳ぎだしてきたものを漁師の皆さんが漁獲として揚げ、それを私たちが食べるというプロセスが考えられますので、ここは重要な漁業資源の場であるという理解ができます。もっと立入禁止区域だけでなく、その周辺も併せて考えるべきで、地域社会の生活環境とのかかわりは重大であると考えまして、審査が不十分であるという判断をいたしました。

それから、この審査項目につきましてはもう1点、11番のほうで少し言葉を変えて説明しました。失う場所の生態系評価を真摯に行うべきであるということですが、それが十分に行われていません。県のほうもこの審査にあたりまして、埋立対象地域の生態系の価値を十分に認識・評価すべきであるという点についての議論は、行われなかったのではないかと感じられましたので、問題であるという指摘をいたしました。

それから12番につきましては、これは承認書の中で「埋立地の用途から考えられる大気、水、生物等の環境への影響の程度が、当該埋立に係る周辺区域の環境基準に照らして、許容できる範囲にとどまっているか」という項目に対して留意事項を示したわけですが、そして別添資料として、さらに詳しい説明がいくつか示されておりますけれども、その別添資料というものが県独自の言葉になっておらず、事業者から出てきた環境保全措置をそのまま引用しているので、これは承認書の資料として適格ではないのではないかと感じましたので、疑問を呈しております。

それから13番ですけれども、承認に至るプロセスの中では、中間の報告を県はお出しになっております。そこで議論されたことの中で、環境生活部が「懸念が払拭できない」ということを述べたところで、知事意見としても、これから対応しなければいけないところとして記されているにもかかわらず、最後の承認の決定に至るぎりぎりのところで、その意見交換がうまく行われていなかったのではないかと読みましたので、問題として指摘しました。

全般的にこの審査の内容に、残念ながら丁寧さに欠ける表現が多いような気がいたしまして、14番にちょっとひどい表現を記したところです。

まずこれが、全般的な要約ですので、ここまでで何か疑問がありましたらお願いしたいと思います。

○委員 6番なのですが、これもこの前から議論になっていますが、候補地をいくつか選定して比較したということは、そういうことをしたという記述はあるわけですか。

これは逆に言えば、こういう中で候補地にされたような地域というものは、非常に気を使うのではないかと思って。私がこの書類を見たときから、もう初めから辺野古と思ったのですけれど、そうではないわけですか。

○委員 それは、申請書が出てきた後のさまざま書類の中で、どういう表現になっているかということは、もう1回振り返らないといけないのですけれども、後のほうで説明することがあるかもしれませんが、なぜ辺野古でなければいけないかというときに、自然環境に最大限配慮できるのは辺野古だけであるというような意味になっています。

辺野古だけであるという意味は、つまりほかのところと比べてそこがベストであるという意味だと理解できますので、比較しただろうと予想したのですが、ヒアリングの中で県側ではそれは確認しなかったというお答えでした。

ですから、ここは県民にとっても非常に気になる場所ですし、私たちとしてもしっかり確認して答えを出さなければいけないと思って、このような疑問を出しました。

でも委員の皆さま方のところで、何か別のご意見あるいは事実があるのであれば、ご存じであれば、教えていただきたいと思います。

○委員 多分今回の申請書類の関係の中では、例えば他府県のものとの比較というものには確かなかったのではないかと思いますけどね。

○委員 県外ということは、考えてない、出てないと。

○委員 申請書の中ではですね。書類的にはないですね。

○委員 これはそうすると、県内ということではないわけですか。6番の移設先は、県内の移設先があったという意味ではないですか。

○委員 ストーリーとして、なぜ沖縄かというようなことがその前段階としてあって、その次に自然環境に配慮できるのは辺野古であるという言い方をひとつの順序だと考えると、沖縄を選んだ後で、沖縄の中でどこかという比較があっただろうと予想したのですけれども、そのことは教えてもらえませんでしたね。私の見方は違っていませんか。

○委員 多分正確だと思うのですが、ただ、もし、そういう候補になった地域としては、非常にナーバスになるような点だろうと思っているというだけの感想なのですけど。

○委員 実際検討したと言っているけれども、内容審査の関係や必要理由書などを見ると、もしくは知事意見に対する意見などを見ると、結局、辺野古があることを前提に、ここの調査をしましたという表現しかなくて、ほかとの比較でここがいいのですという表現は見当たらない。

だから、ほかがあったのかなかったのか、逆に我々としてわからなくて、むしろ事業者としてはもう辺野古ありきで進んできたのではないか。その検討が不十分ではないかという趣旨のご指摘ではないかと思います。その点で私はよろしいのかと思っています。

○委員 わかりました。そういうことであれば、ただ別の地域が候補になっていたというような言い方をされると、その地域は非常にナーバスになるだろうと心配することです。

○委員 もちろんそうだと思いますが、県としては、事業者のこういう表現から、聞いてほしかったなということは今でも思っています。

○委員 ありがとうございます。すみませんでした。

○委員 いえ、間違ったところは直さなければいけませんし、改良する余地はいっぱいあると思いますので、ご指摘ください。

○委員 別の点になりますけれども、7番と10番なのですけれども、7番で、委員が、この埋立域の自然環境を重要視してない、明らかに間違っているという結論。それと10番のところ、この地域はいわば海洋保護区と同じ状況にあると。特に10番のところは大変重要なご指摘だと思うのですね。私も申請書等を見て、ここが環境的に見てそれほど重要ではないと言って、だから埋め立てていいのだというような結論になっていますけれども、ここ自体が地域全体の中で意味があるということで、それは全体のシステムの中での、ここが海洋保護区の役割を果たしている。だからそこを埋めてしまうということは、全体にとって大きな意味を持つと。

こういう視点は、先ほど委員がご指摘された生態系の中の、より高次の相互間の関係とつながると思うのですけれども、この7番のところと10番のところは、ある意味同じことを言っておられると理解してよろしいのでしょうか。つまり、埋立域の自然環境を重要視してない。それはどういう意味があるかという、10番のような意味があるのだと。そういう理解でよろしいのですかね。

○委員 内容としてはそのとおりです。なぜそこが大切かということに関する根拠も、いろいろこれから書かなければいけないと思っているのですが、この埋め立ての対象地域は海岸に砂浜があって、そのちょっと沖合に海草帯がある。その沖合には海藻が茂っている場所がある、その沖にサンゴのゾーンがあるわけです。

複数の異なった環境が存在する。特に海草も海藻も、稚魚の成育場所あるいは魚の産卵場所として重要であるということはずっといわれてきたことですので、どのようにそこが

利用されているかということの評価せずにこういう行為に及ぶということは、大変まずいと感じましたのでこれを書きました。

○委員 10番の冒頭の3行に書かれているのは、これは1号要件のうちの審査事項の1番でございますよね。つまり1丁目1番地のところをどう考えるかというときに、ここだけ見て、ここは大事なものはないから埋めてもいいというのではなくて、もっと辺野古・大浦湾の海全体ですよね。その中で、ここはどういう位置づけなのかというように見ないとだめだと。そういう視点が今までの議論の中にはないと。こういうご指摘ですよ。

○委員 そのとおりです。

それからもう1点ご指摘いただいた7番との違いがどうかということですが、7番は特にこういう表現を申請書の中で書いておられるのですね。

この場所がなくなっても、周辺に同じような環境があるので大丈夫だというように読める内容になっているのですけれども、それはまずい。

実は、ほかの場所で何か所かやむを得ず消失する場所があるけれども、そこは十分手当をして、必要なものを移植したりして対応しているのだということが書いてあるのですね。

ただ1カ所だけこのように、なくなってもいいよというような意味合いにとれる表現があるので、もしこういうように事業者のほうがか考えているのであれば、それは大きな間違いなので指摘しておくべきだということで、わざわざといいますか、書いてある表現をそのまま引用してコメントいたしました。

○委員 わかりました。

○委員長 確かウミガメあたりでも、ウミガメはあちこちいっぱいいるから、このものがなくなってもいいよみたいな感じの書き方をしているのを読んだ記憶があるのですよね。個別のあれにしてもですね。

○委員 確かに環境影響評価のちょっと前、一時代、二時代前のときには、そんなことは普通にいわれていたことです。でも今は、自然は大切にしようという根底で始まっていますので、この表現は大変まずいと思いました。

○委員長 委員、10番の関連ですけど、いわゆる海草それから藻があるではないですか。そしてサンゴがありますでしょ。海草、藻、砂浜、サンゴ、こういうようなところが、いわゆるその辺の魚といいますか、生物といいますか、それたちが繁殖する場所といいますか、それで一番重要だということになるわけですか。

○委員 一番重要かどうかという点になると、その場所の実際の特徴を調べなければ何ともいえないのですけれども、まず砂浜、海草、それから海藻、サンゴという複数の環境があるということは、それだけ多くの生き物を養うポテンシャルがあるというように考えられますので、生物の多様性を高めるという意味でも重要な場所だと思われま

す。そのようなデータになっているかは、これからまたその見方で解析しなければいけませんけれども、重要だと思っています。

それから、なぜそこに植物あるいはサンゴが生育しているかということは、植物の栄養源になるものがどこから供給されているに違いないのですね。サンゴももちろんそうです。通常は、陸上と海と比べると、海のほうが栄養が少ないのです。では海に住んでいる生き物の栄養はどこから来るかというと、陸から来るのですね。大浦湾を初めいくつかの小さな川も含めて流れ込んでいますので、そこから流れ込んでいるものが、海の植物や動物などの生活を支えているということは、ごく普通に推測できることなのです。

そうすると、陸上と海岸を一体として守っていかなければいけないし、その陸上からの影響のもとでできあがっている埋立予定地の環境が、どのようにこれから変化していくかや、今現在どういう形で魚の繁殖に役立っているかなどいうことを知らなければ、正確な評価はできないと思います。

○委員長 埋め立てのあれを見ていますと、辺野古崎の周辺の高草藻場、砂浜、要するに浅海部分、あれって全部失われてしまう、ほぼ全部と言ったほうがいいかもしれませんね。平島のほうはちょっと浅いかもしれませんが、その辺から行って、ばーんともう全部、それで一番深いところ、先つちよのほうは600mぐらい出ていっていきますので、そうするとあそこで何か見ても、藻場としてもあそこが一番広いのです。この大浦湾全体の中です。そうするとそれは、何か25%ぐらいの数値比率だったような気がするのですが、それはやっぱり相当、そういう意味では、海の生物にとっては打撃、大きな影響が出てくるのでしょうか。

○委員 そう思います。それで、その評価をするときの1つの問題点だと思っているのは、埋め立てによって消失する藻場の量あるいはパーセンテージが記されているわけですが、一体どの範囲の中の何パーセントがなくなるかという表現が正確に記されていない。日本全体で考えれば、それはとても小さな値になるはずですよ。辺野古周辺だけで考えれば高い値になりますから、それが曖昧なので、数字が一人歩きしないような工夫というのはどうしても必要だと思いましたので、記載不十分だという点が多々あります。

○委員 別の点になりますけど、1番と2番なのですけれども、大体そうだと思うのですが、やや私が違和感があるのは、規則、指針、例えばアセスのやり方については主務省令があって、おおむねそれに従ってやっているとはいえるでしょうけれども、大事なことに、例えば基本的事項で定量的にやれとっているのが、これは委員も書かれていますけど、定量的に必ずしもやってないというようなことがあったり。

それとあと1つ、片方で指針に従って、マニュアルに従ってやっていけばいいかという点と必ずしもそうではなくて、北海道から沖縄まで日本の自然は全部違うわけですから、その地域地域に応じてやっていくということで、特にこの環境影響評価審査会というものが、この沖縄の環境の現状に応じて、こうすべきだ、ああすべきだという形でアドバイス、意見を言う点。

それとの対話がある場合は現実に即していくと思うのですけれども、その部分、つまりマニュアルに従って、防衛省の主務省令に従ってやっていけばそれで全てよいかということ、例えば沖縄は台風県ですから、台風の影響がわからなければだめではないかということは、これはもう方法書の段階から議論があって、しかし台風をカバーするために複数年でやるという約束は事業者の皆さんはしなかったわけですね。それなりに事情があってですね。

でもそういう議論があるということは、指針、規則に100%乗っかっていけば、必ずしもよいアセスができるということではないということもあって、その辺の地域の状況に応じた応用が必要ではないかという部分があって、それが十分できたのか。その場合には対話がしかるべくとられたのかということで、手続の面が非常に後出しの面もあつたりしましたので、そのあたりは、事実の問題としては今回のアセスの質に大きく影響したのではないかと私は思いますので、ちょっと1番については、やや100%従ったかどうかということと、従っていればよいのかということで、多少ニュアンスが必要かと思ったのです。

○委員 ありがとうございます。表現についてはぜひ改良したいと思いますし、今委員がおっしゃったことはそのとおりだと思いますので、沖縄の自然の特徴を鑑みたアセスにすべきですので、そのあたりもう少し工夫していきたいと思います。

もし進んでよければ、この後一つ一つ説明をさせていただきますが。

○委員長 お願いします

○委員 全て説明しているとおそらく時間が足りないと思いますので、要点を申し上げたいと思います。

詳細コメントという3ページのところからですが、申請書からずっと読みながら、気になるところがありましたので、それを抜き書きしてこの議論に参加しておりました。

それで、前回環境面について何かにまとめよという宿題をいただいたので、気になったところについて、この資料の中では青字や赤字を使いまして、私の考えを述べたものです。ですから黒字は、資料のそのものの表現です。

申請書というものはCDでいただいておりますけれども、実際には4分冊になったもので、非常に重要な面は2冊目から出てくるような気がします。

3ページの詳細コメントの申請書から始まる部分につきましては、後から出てくる部分がかかなりありまして、私のコメントも少し手を抜いたといいますか、簡潔に記したところが多々あります。あるいはここだけでは、明快に私の説明がうまく届かないという面もありますので、その点につきましては、後のほうでまた申し上げるときに説明をさせていただきます。

埋立必要理由書という言葉が3ページの下の方にあり、あと2ページにはこんなことが書いてある。次のページに行きまして、4ページあるいは21ページにはこんなことが書いてあるというように示しました。この中のいくつかは既に先ほど議論になりました、なぜ辺野古という場所を選んだのかという点について、説明不足、説明がないというところに対して、問題点があるということを指摘いたしました。

それから4ページの真ん中、2章の2-25というところですが、この表現は「海上ヤードについては基本的に撤去することとしているものの、ヤード周辺域の生物の生息状況、3カ所のそれぞれの捨石マウンドに着生、蟻集する生物の生息状況を事後調査するとともに、その結果とヤードの撤去に伴う環境へのインパクトを総合的に検討し、撤去するのか生物の生息場所として存置するのかを専門家の意見、助言を踏まえて改めて判断することとします」ということになっていて、これは青字で示しましたものは、この表現は撤去しないことも意識しているのではないかということが見えていて、どうも好きではないなと思ひまして、記述いたしました。

ヤードにつきましては、いろんな表現があちこちに出てきておりますので、最終段階のものがどれなのかを正確に理解してからコメントをする必要があると思っております、これにつきましては、また次回あたりに資料を読み直した後、必要であればコメントをさせていただきたいと思ひます。

それから4ページの下の方に、知事意見に対する事業者の見解が述べられております。

これも後で複数回繰り返して出てくる事柄が多いので、こんな問題点があるということを感じながら読んでいたという程度にお考えいただいて、4 ページ、5 ページ、6 ページの一番上までは、とりあえず省略させていただきます。

それで、4-1-25というところから始まる6 ページの上ですけれども、ここからが生態系の中身を詳しく記述、あるいは検討するところです。

それで、知事意見としましては、調査すべき情報に、上位性、典型性、特殊性というような生態系を構成する注目すべき種の生態について、他の動植物との関係、生息環境の把握をしっかりしなさいということが書かれているのにもかかわらず、十分な言及がないという質問をしております。

それについての回答は、その中ほどの回答と書いてあるところがありまして、しっかり検討して準備書に記載したということになっております。

まず、注目種の上位性、典型性、特殊性という言葉ですけれども、青字のほうで示しました。上位性とは、食物連鎖の食う食われるの関係の中で、上のほうに位置する、つまり大型の肉食動物、ここでいえばタカなど、大型の肉食性動物はほとんどおりませんので、特に肉食性の鳥が対象になると思いますけれども、生態系の上位に位置するという特徴を持ったものを指します。

それから典型性が曖昧だと思っているのですが、生態系の特徴をよくあらわすという特徴を持ったものを取り上げるのです。この準備書、評価書等で下のほうに書いてありますアジサシ、オカガニ、オカヤドカリ、オレイオオコウモリ、サギ、シロチドリなどを典型種として扱っておりますけれども、どうもその選び方というか理由が不明解と受け取ってしまいましたので、説明不十分と書きました。

それから特殊性とは、特殊な環境等がわかるというような特徴を持ったもので、ここには書いてありませんが、マングローブなどがその例としてこの書類の中には出てまいります。確かにマングローブは河口周辺に生育する植物で、特殊といえば特殊なので、その対象として取り上げたということはわかるのですけれども、それを生態系全体の中でどう扱ったかと、あるいは後からも申し上げますが、その特殊なマングローブの機能、役割をどう考察したかという点では、説明が不十分だと思います。

それから4-2-19はジュゴンについてです。ジュゴンはもちろん移動する動物で、特に潮の干満と関連して移動するということはよくいわれていることです。といいますのは、ジュゴンのエサになる植物は、浅いところに生育しているのが普通です。ですから、その浅

いところというものは、潮が満ちてくれば深くなりますし、潮が引いていけば浅くなるわけですが、それに伴ってジュゴンも移動したりするのではないかと予想されます。事実そういう情報も世界各地にはあります。

事業者としましては、潮の干満を踏まえて適切に調査の時間帯を設定しましたと書いてあるのですが、私が読んだ範囲で、まだその記述を見つけておりません。ですから、見落としている可能性があるかもしれませんが、潮の干満に伴ったジュゴンの行動を把握し、それがこの評価にどうかかわっているかということは再検討すべきだと思っています。

表になっている全ての調査には日時が記録されていますので、もし潮の干満が記録されていなければ、今からでも、その当時何時何分に潮がよく引いて、あるいはよく満ちてということは調べられるわけですから、それをもとに新たに行動等を詳細に解析することは可能だと思います。

それから4-2-20につきましては、やはりジュゴンの推測に関することですが、これも後で出てまいりますので省略しますが、この点について解析不十分であると思えました。

4-2-23は、ちょっと新しいテーマだと思います。最初のほうでご説明しました対象地域にさまざまな生態系があり、その生態系の区分がどういうものであって、全体像がわかるような総括図面を作成しなさいという質問といたしますか、依頼があります。

その回答としましては、ハビタット区分を基本とした総括図面を作成しましたとなっております。確かに詳細な図面が掲載されておりますけれども、私としては、さらにいろいろな生態系がそこに存在するその意味というものをしっかり解析・評価してほしかったのですが、総括図面を作成しなさいという指示だったためか、その質問の答えも図面を作成しただけにとどまっております。

その陸域生態系と海域生態系、あるいはマングローブとサンゴ礁、その他の生態系のつながりをもっとしっかり議論して、この地域の大切さを評価すべきだったと思っております。

4-2-53は、生態系についていろいろな質問がされております。もっともだと思う質問が並んでおりました。ただし、調査結果の解析は、一番最初に申しあげましたように、十分なものとは思いませんので、後のほうでまた改めて私の意見を述べさせていただきたいと思っております。

4-2-55はマングローブについて記述してあります。先ほども申しあげましたように、マングローブが特殊な生態系の中での位置づけになっておりますので、それについてマングローブ生態系の中身を、ここに書いてありますような形で書類に記述したと書いてあります。

ただし、後の解析の項目を読んできますと、それぞれの解析項目について十分に言及されているとは思えない節がありますので、ここでは解析が不十分とだけ示しております。

特に、マングローブは、周辺の海に栄養分あるいは有機物を供給する大きな役割があります。マングローブの葉は一年中落ちますので、それが分解したものがサンゴ礁の生物の食物になっているということは、もう証明されております。ですから、その栄養分が流れるパターンがこの事業によって変化したりすると、当然サンゴ礁の生態系にも影響が出るということになります。

これはぜひ委員にお尋ねしたいところだと思っていたのですけれども、施設ができた後で、水流が変わる。そうすると河川から流れてくるものが今までとは違ったところに流れていく、あるいは堆積しなかったものが、ちょっとへこんだところに堆積してしまうなど、いろんな変化が生じるのではないかと思うのですね。その変化が、海の生態系のさまざまなファクターに変化をもたらすのではないかと思っていまして、特に大浦湾あるいは辺野古川から流れ出てくるもののダイナミクスといいますか、動きがどう変わるかということ、正確に評価されているかどうかということ、特に委員のご専門から評価いただけるとありがたいなと思っておりました。これはまたコメントがございましたら後でお教えてください。

区切りのいいところまで、先に進んでしまいます。

4-4-13ですけれども、これは質問としては、自然環境を保護すべき地域に基地が建設されることは、自然環境保護の観点から著しく不合理であるが、その不合理を等閑視しうるほどの説得力のある事業目的・意義が説明されていないという質問があります。

それに対して回答は、自然環境の保全に関する指針では、事業実施区域及びその周囲での評価ランクが高いことが示されており、そのことを十分に勘案して、事業実施に際しては環境への影響を極力小さく抑えるように事業計画を立て、十分環境保全措置を講じて云々となっておりますが、これでは回答になっていないと思います。

つまり説得力のある事業目的・意義を教えろと言っているのに対して、正面からそれに答えていないということは、回答になっていないと思われまして、私のコメントとしては、

これは回答しなくていいという判断をしたのだろうか。この回答でよしとした理由は何だろうかという疑問がありましたので、コメントをここに書きました。

4-4-70ですけれども、これはサンゴの移植について書いてあります。その前に生態系全体の移植について意見交換がありましたけれども、当然システム全体を移植することというのはほとんど不可能ですので、こういう形になると思いますけれども、サンゴの移植に関して述べるのであれば、その方法についてもっと詳しく述べるべきですけれども、具体的な書き方にはなっておりません。

4-4-72は先ほど申し上げたところですが、「代替施設本体の埋立により、やむを得ず消失する藻場の周辺部については」という表現が何カ所か出てきます。つまり、このやむを得ず消失するというような考え方を随所で見せておられるのにも関わらず、前、申し上げましたように、1カ所では狭い範囲であればいいではないかというようにもとれる表現をしているのが大変気になっておりました。

あと、同様な表現がいくつか出てきますけれども、ここでご説明するまでもないと思いますので省略をいたします。

それから、この部分の最後の4-5-32ですけれども、質問としては代替施設の建設場所を名護市辺野古沖に決定した経緯について、環境面からどのように検討したかについて記すことと書いてあります。その後、回答として、平成9年5月以降これこれについて調査を行いましたということが書いてあるだけで、具体的な中身については記されておられません。ですから、回答はこれでいいのかという疑問を呈して質問といたしました。

これが4分冊の中の1冊目に対する私のコメントです。ここで一区切りですので、また何かございましたらお教えてください。

○委員 先ほどマングローブ林への河川水の流動ということですが、そういう面でもう1回注目してレポートを読んでみたいと思うのですが、もう1つ重要なのは、水として表面を流れるだけでなく、地下水としてマングローブの根への水の供給という面もありますので、まだ全然そういう目で読んでないので、せつかくの宿題ですので是非読ませてください。

○委員 教えてください。

○委員 それからもう1つ最初に、作業ヤードの撤去をするかどうかということは、これはブイなどそういうものを設置すると、その周りに生物が集まってくるのですね。あるいはパヤオなども漁場形成になると。そういうことがどこかにあったのですかね、こう

いう書き方をしたということは。

例えばこれは、ものはあるということは、船の通行や何かに邪魔になるわけですけど、今言ったような生物が集まってくるという漁業効果というものは、数年たたないとわからないのですね。すぐその場で出てこないの、その辺が一体どういう議論がここであったのかということですけど。

○委員 何カ所かでヤードの撤去の問題、あるいは海上ヤードのほかに作業ヤードという言葉で示されている場所があつて、そこは後々には、地域の住民が憩う場所として使うのだというような表現もあります。ちょっとどの言葉がどこを指しているのかということが最後のあたりになって、私自身混乱してしまいましたので、もう少し時間を取ってそこは検討させていただきたいのですが、どなたか詳しい方が。

○委員長 作業ヤードは辺野古漁港のまわりの3カ所埋めるところ、あそこなのですよ。

海上ヤードのほうは、埋立地の先ちょのほうに、仮に埋め立てができるまで埋めるといふように言っているところだと思うのですけれども、そうですね、委員ね。

○委員 そうだと思いますが、あと大浦湾の中につくるものがあるのですよ。大浦湾の中ですね。そこをどうするのか。それを残すのか残さないのかという話があつたのは、大浦湾のど真ん中にあると思います。多少は場所を移していますが。

○委員長 新聞などを見ていると事実上の埋立先行ではないかと。要するにそこは撤去しないのではないかというような言われ方をされて、そうすると、この願書と違うので、違法ではないかという話になるものですから、取りますというようなことを新聞では言っているのですけど、でも、委員が指摘するように、生物が居つくのだったら、取るか取らないかわからみたい書き方していると、だったら取らないのではないかという感じも、なるほどの指摘だなというように思ったのですけど。

○委員 もう1回読み直さないと誤解してしまうかもしれませんので、その点に関して勉強し直します。

○委員長 何かございますか。

○委員 その前に1つ。今、詳細コメントということで、3ページから申請書の4分冊のうちの1について委員のコメントを行ったわけですが、これは4分冊の2というものが、10ページに書いてあるのですが、10ページから出てくるのは、「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」ということになっていて、実際にやろうとしているのは、4分冊

の2からですよ。

○委員 そうですね。

○委員 1のほうは「埋立必要理由書」もありますけれども、方法書・準備書段階で出された意見、それに対して事業者はどう思うかということで、これはいわば途中段階ですよ。

○委員 そうです。

○委員 途中段階ですので、途中段階でのやり取りなので、それらのやり取りを経て、最終的に改善されていくものもありますので、委員が指摘されたことは、大きく2つに分かれるのではないかと。指摘されて、それであるほどと言って改善されていったものもあるかもしれないという気がするのです。ただ、これは本質的な指摘で改善もへったくれないというご指摘も、あると思うのです。

例えば、8ページの4-4-13という質問、これは方法書に対する追加・修正資料。要するに方法書を大幅に修正したのです。

この追加・修正資料に市民は意見を言う機会がなかったのですが、それに対して県はこういう意見を言ったと。その県の意見として4-4-13が出ている。これは方法書段階であれ、最終的な段階であれ、本質的な疑問ですよ。これに対してまともに答えてないということは、これは最後まで残るご指摘だと思うのです。

ということで4分冊の1については、大きく作業過程で、彼らを取り込んで改善されたものもあるかもしれないと思いながら、しかし、同時に本質的なご指摘もある。最後に残るご指摘だと。そこのところを我々が今回の作業で使う場合には、最終的にどうなったのかというようなところも、にらみながらやらないといけないのかと思った次第です。

○委員 おっしゃるようなものであるということは、4分冊の1冊目は理解しておりました。

○委員 すみません、言葉で申しわけないですけど、先ほどの「上位性」、「典型性」、「特殊性」ということなのですけど、典型性や上位性を挙げて、どんな分析が可能になるということなのですか、根本的なことで。

○委員 指針にそう書いてあるから、彼らもそう使ったのですが、私自身も、大変困っています。上位性というものは、食物連鎖、植物から始まって草食動物が食べ、それを肉食動物が食べて、一番てっぺんにどんな動物がいるか。西表島であればイリオモテヤマネコがいるでしょう。やんばるであればフクロウの仲間、あるいはタカの仲間がその役割

を果たしています。ですから、それがいるかいないかによって、下位のほうの生物に影響が当然出ますので、上位にどういうものがあるかということ整理することは、生態系の仕組みを理解するためには大変と重要だと思うのですが、典型性が私も分からないのです。そう書いてあるから、彼らもそのように選んで記述してきたのだと思うのですけれども、残念ながら、ここに生態学の専門の方がほかにおられないので、ちょっと困りますが、必要であればいろいろ調べてあるいは聞いて答えを探してきます。

○委員 大丈夫です。同じような疑問があれば、それでよろしいです。ありがとうございました。

○委員 なるべく皆さんに理解しやすいような言葉を使っているつもりでも、きっとわかりづらい言葉を使ってしまうことがあろうかと思いますので、ぜひわからないところはお質問ください。もしよろしければ進めておきますか。

○委員長 はい。

○委員 先ほど、委員からご指摘いただいたように、次の分冊から具体的に改善したアイデアを示した部分です。ただ、これはかなり多くの項目について気になる点というものを書き出しましたので、すべて説明している時間はないと思いますから、きょうはその中でも重立った点だけについて説明させてください。

11ページの下から2つ目、6-13-258というものは、カンムリブダイという大型の魚の分布域について記したものです。図面の中に、この種が対象区域のどこで見つかったというようなことを記しております。

埋立予定域の沖合のちょっと南側から安部、嘉陽、そのあたりまでをいくつかの区域に分けて、どこで見つかったか書いてありますが、この種のように、非常に広域を生息場所とする種にとっては、前の議論ともつながるのですが、この周辺全体が大切であるという見方になろうかと思えます。ですから、いくつかに分けて記述はされているものの、その間を自由に移動している種もあるとすれば、それは全体として保護しなければいけないだろうということになるはずなのですけれども、その観点が不足しております。

また、広大な水域をいくつかに分断し、その途中を埋め立ててしまうということは、私たちの分野では、生態系の分断という言葉を使うのですが、それはよくないと言われておりますので、この点について十分解析議論すべきであるという点を指摘いたしました。

それから、12ページの最初ですけれども、これも委員にお聞きしたいところですが、ある埋め立てが行なわれた後、周辺にあるところに砂が溜まったり、あるいは砂が逆

になくなったり、環境の変化が起こるということは、よく報告があります。

この場合、大浦湾のほうにどんな影響が出るかということが正確に評価されているかどうかという点について、私自身まだ十分に解析できていません。

一番、気になっているのは、奥のほうの干潟が影響を受けるかどうかかなのですけれども、干潟の環境が変化すると、そこに住んでいる動物にも影響が出るでしょうし、そこに集まってくる鳥にとっても変化が出るはずなので、その予測の妥当性についてぜひご専門の立場から後ほどコメントをいただければ嬉しいと思います。

○委員 専門ではないですけど、せっかくご指名ですので、そういう観点で検討はしてみます。

○委員 ありがとうございます。

それから6-14-162は、何度も指摘されていることなのですけれども、サンゴの移植先についての検討ということは、十分に行われていないということで、次の6-14-164と関連して、不十分であるという指摘をいたしました。

それから6-15-191が13ページにあります。この黒い文字の下から7行目「さらに、海草藻場は、ジュゴンやアオウミガメの餌場として利用され、施設等の存在により消失する大浦湾西側海域の海草藻場においては、平成21年6月にジュゴンの食跡が確認されています」ということで、ジュゴンがここを利用されていることを示しております。

この事実を認識しているということは重要ですが、それを含めて、このあたりの海域をジュゴンがどのように利用しているのかをもう少し丁寧に見て行く必要があるだろうということを申し上げたいということに加えて、埋め立てて消失する場所の海草が生育している場所の意味、評価をしっかりとしなさいというコメントをいたしました。

それから、あと同じようなことをいくつか書いておりますので、飛び飛びでご説明しますが、14ページの真ん中の「個体Cの行動範囲が」で始まる段落ですけれども、どうも、海草に関する評価が海草という大きなくくりで示されているものですから、何種類もある海草の中で、ジュゴンはどこが好きなのか、何をよく食べるのかというような表現がうまく説明されておられません。

ジュゴンが餌を食べますと、ブルドーザーのように食べていきますので、その跡が残るからよくわかるわけですが、その食痕、食跡が表になって詳しく説明されている部分があります。そこでは、食み跡があるところではどんな海草の中でもどんなものが食べられているのかというような情報がわかるようになっているのですが、その解析がうまくできて

いないという感を受けてしまいまして、解析は物足りない、そうはここには書いてないですが、もう少ししっかり解析しなさいということをごここでは言いたいと思います。

それから、15ページ、これは前回の宿題でありましたジュゴンに対するPVAですけれども、十分に記憶になかったところもあるので少し情報を集めて記述いたしました。

PVAとは、そこに書いてある英語の省略形で、個体群存続可能性分析と言います。1970年代の終わりごろに、アメリカの研究者が鳥類、いくつかの鳥が何年か前から数が少なくなってきたということに気がいたしまして、この鳥たちはいつまで生き続けることができるのかというようなことを気にした論文を書き始めました。

絶滅リスクを評価するような分析方法なのです。もう1つ、その3行目に書いてありますHEPというのですが、同じような指標があります。

PVAは生き物の数の変動に注目しながら、いつまで生き残ることができるか、絶滅リスクはどんなものかということの評価する方法です。

HEPは、その生き物がすんでいる場所の変動あるいは状況を勘案しながら、絶滅のリスクを評価する方法で似てはいるのですが、計算の方法としては、入力するデータの方法など、入力するデータは異なります。

私は、確認しておりませんが、PVAとHEPを組み合わせた方法があるということも聞いておりますが、今回はPVAを使っております。これは数学的な計算で、確立されたソフトが存在しまして、それに基づいて計算をしていくわけで、今回もある方法に従って出来上がっているソフトを使っております。

この方法は1つではなくて複数あるようです。そうすると計算には恐らく間違いがありませんので、問題はどのような情報を入力するかです。

真ん中あたりから「今回は既存の文献を利用して、ジュゴンの生活史特性、繁殖率、何年に一回繁殖するかや、何歳になったら成熟するかと言う成熟年齢、あるいはそれがどのようなパターンで生き残っているかという値を用いて計算をしております。

それから、当然、餌になる植物の役割とも重要ですので、植物の情報も取り入れた解析をしなければいけないと私自身は思います。

今回、行われた計算について、私なりにどんなことが考えられるかということをも1)からいくつか示しました。

1)ジュゴンがすんでいる場所を2つのケースを想定して計算いたしました。つまり沖縄本島周辺、それから沖縄県全体という2つのパターンを対象として計算し、その場合、

海草がどれだけ生えているか、面積あるいはどのぐらいの割合で生えているかという値を推定値として用いて計算をしております。

ただし、それだけではやはり物足りなくて、ジュゴンそのもののデータをもっと考えろと言いたかったのです。というのは、資料の中に、この地域でジュゴンがどこで活動し、どのような餌を食べているようであるなどの情報があるわけです。そのデータ使わないで計算しているということになっておりますので、この計算は、現実的なものではないと思われまして、必要であれば再度持っているデータを使った計算をすべきであると思います。

2)すでに少し申し上げてしまいましたが、ジュゴンの行動調査は、詳細に行われております。行動の軌跡が随所に示されております。そういうデータを使わずに、なぜこんな計算をしたのかということは、奇妙といえますか、いい加減といえますか、悪口を言われても仕方がないようなものだと感じました。

3)餌のほうですが、海草の成長率をアマモという植物を例に計算しております。アマモは温帯の植物です。ですから、アマモについて得られた情報が沖縄の海草について当てはめることができるかどうかということは検討が必要だろうと思われまじけれども、そこは行われておりません。

4)ジュゴンが食べる餌は、食べる海草も食べない海草もあるに違いないと思うのですが、その点について考慮されております。

5)繁殖率などは、今現在、存在する個体の数、年齢、雌雄、その他いろいろなファクターで影響を受けると思われますけれども、どのように計算に考慮されたかは、この書類に記述されているものだけでは不明です。

6)先島にジュゴンが6頭もしくは10頭いるというような仮定で計算が行われておりますけれども、その根拠は示されておりました。

7)有意水準は、事業が行われた場合と行われない場合で、果たしてジュゴンの絶滅リスクに差があるかどうかということに関する統計的な意味の有り無しを問うものです。有意水準が示されてはいますけれども、どんな方法で計算したかが示されておりました。

等々いろいろわからない点がたくさんありましたので、ここはもう少し丁寧に計算をなさいたいところです。

その次は、これは内容をよく読めばわかることなのですが、生態系をこの評価書は海と陸に分けています。指針のほうは実際にはそうではなくて、陸地は本当に我々が考える陸

地と陸水、つまり川や池、湖ですね。陸水と分けるように指示されているのですが、この書類の中では、川は陸域のほうにすべて含まれております。ですから、ちょっとわかりづらい表現が随所に出てきます。

例えば16ページの下から4行目ですけれども、「たとえば」と書いてあります。「陸域植物への濁水の影響(光合成及び呼吸阻害)の低減を図る」という表現があるのですが、普通に考えれば陸域植物へ濁った水がどう影響するのかという質問をしたくなるのですが、実際にはこれは河川の植物のことを言っているのですね。こんなような表現があちこちに出てきますし、後のほうの環境保全措置の中にも独立して出てくるものですから、表現としてはちょっと丁寧さに欠けるという意味で指摘をしておきました。

それから、その次の17ページの上から5行目のところに、「水生動物のうち水生昆虫類については、陸生動物の陸上昆虫と重複することから陸生動物で集計しました」と書いてあります。でも空気中で暮らしている場合と、水中で暮らしている場合、確かにトンボなど、ヤゴは水の中で暮らすわけです。ヤゴからかえると空気中で暮らすわけですね。でもそれを一緒に扱ってしまうということは、生物学的にみるとあまりにも乱暴です。もう少し丁寧に解析をしてほしかったと思いました。

次に、17ページの一番下から18ページ、19ページにかけまして青字で示したところがあります。これは先ほど来、申し上げております生態系機能という部分で、こういう項目について解析をしようとしたということなのですけれども、確かにこういう項目は資料の中で挙げられておりますけれども、具体的にどう機能を評価し、この事業によってそれがどう変化するかという解析についてはほとんど行われていないと言っているように思いましたので、問題点として指摘しておくべきだろうと思います。

この後、しばらくこの機能についての表現が続きますので、すべて説明しておきますと重複になったり、いろいろわかりづらい点が生じてきますので、一旦ここで区切らせていただいて、もしご質問、あるいは不明な点がありましたらお出しただければと思います。

○委員 1つ、PVAに関しまして、多分、直してもらった。コメントもそうだと思うのですが、成熟年齢がオーストラリアかどこかの使った、それとは異なるというようなコメントをされたのですが、それによって大きく成熟年齢というものが結果を左右するもの、つくことはするのですけれども、何かどういふように考えればいいのでしょうか。これは何か所かでそういう指摘が、名護市長はじめ何人かが指摘があったように思いますけど。

○委員 成熟年齢がどれぐらいのものかという推定は大変難しいと思うのですね。特にこういう生き物については。オーストラリアのようにたくさんジュゴンがいるところで調べた結果をそのまま使うことができるかということに当然、疑問は出てくると思うのですけれども、ほかにデータがないのではないのでしょうか。

○委員 いやでも、こちらでやられたPVAが信頼できない根拠の1つとして今言ったことを挙げておられるように思ったのですけれども。

○委員 私が申し上げたかったのはそれだけではなくて、もっといっぱいあるということなのですけれども、1つの項目だけを取り上げて言うというよりは、もっともっといっぱい問題があるよと言ったほうが圧力としてはいいような気もするのですが、どんなものなのでしょうか。

○委員 確かに記述してあるのは非常に抽象的というか、ただそうすれば何年になるというだけの話であって、どういう条件のときなど、そういうことは一切書かれてないのですね。

○委員 今、委員がおっしゃられたことは、1つには、沖縄のジュゴンについてはわからないことだらけだと、もう少しわかる、例えば5年や10年など、もう少し研究を積み重ねれば彼らの生活史がもうちょっとわかってくるのではないかと、その期間が必要ではないかというような意味合いもあって言われているのですね。

○委員 例えば名護市長がそう言っているから残っている。ただ記憶にあるだけなのですけど、えらく細かいことを気にするなと思ったのですけど、そういう意味なのですか。

○委員 それもありますし、それも温帯のジュゴンと亜熱帯のジュゴンでは違うだろうということや、数が大きな群れではまた違うだろうなどいろいろありますけれども、ともかくわからないではないかと、沖縄ジュゴンについてはわからないことだらけなのに、パラメータをする形でほかからもってきてやるのはいかがなものかと、こういうことではないかと思えますね。

○委員 わかりました。そういうように理解します。

○委員 とても大事なことが幾つか指摘されていると思いますけれども、まずは何カ所かで、13ページでも14ページでも指摘をされていますが、海草藻類、海草藻場の話ですけれども、ジュゴンとの絡みで。このアセスの図書、あるいは環境保全図書を読んでいて、フラストがたまるのは、海草についての種ごとの、ジュゴンとの絡みで分析がないので、

移植すればいいでしょうという話になってしまうけれども、移植したものを食べてくれるのかどうかなのか。というのは、どの種が食べられているのかということの把握がきちんとされていないというご指摘、これがとても重要だなと思ったのが1点と。

それから、今のPVAのところでは、委員のご指摘のように、いろんな問題があるわけですが、この問題が出たひとつの原因はというと、やはり補正評価書でPVAをやったと、補正評価書というものは環境影響評価審査会もいろいろ意見は言えないし、だれも意見を言えない。意見が言えない段階でかなり自分たちだけでやっていますので、そういう声が聞こえれば、もう少しいろんなやり方があったのではないかということで、こうなってしまった1つは、アセス制度が想定している関係者間の対話を通じて、やり方をより妥当なものに高めていくということをやらなかった結果がここに1つ現れているというように思いました。このご指摘されたさまざまな問題はともそのとおりだと思いました。

それから、17ページのところにもありますけれども、ほかでもあるのですけれども、「陸域では詳細に移動先を検討した様子が記されているが」って真ん中あたりにありますけれども、「海域の海草、サンゴについては具体的に示されていないのは問題」と、このことは環境監視等委員会ということを設置して、サンゴについての移植・移設についての事業者の考え、計画が4月9日に出たわけですがけれども、それを見ても移設先については、どんなサンゴがあるのか、相変わらず出ていない、示されていないということで、これは現在に至るまでもそういう問題が残っているなと思ったところです。いずれにしましても大変重要なご指摘をさせていただいていると思っております。

○委員 PVAについて、確かにプロセスはそうであったかもしれませんが、申請書には書いてあるわけですね。

○委員 そうですね。もちろん。

○委員 そうすると、その申請書を読んで、県側にしてもほかのメンバーにしても、それに対する質問するチャンスはあったわけでしょ。

○委員 もちろんそうです。ありますよね。

○委員 そこでやりとりはありませんでしたね。

○委員 ないですね。PVAについてはないですね。

○委員 それは残念でしたね。指摘できたのにと思うのですが。

○委員 そうですよね。それはないですね。違うパラメータで計算をするなんてことは簡単にできたはずですけどね。

- 委員 できたはずです。
- 委員 質問して要求すれば。
- 委員 4次の質問をしているわけですから。4次の質問の中でそれは簡単にできたのですよね。
- 委員 その中ではまったく出てきていないと私は読みましたけど。
- 委員 そうですね。挙げていません。
- 委員 いや、そうだとすると、例えば沖縄と全体をひとつにするということは大きすぎる。今、数が見られているのは北部だけというようなことも、やりなさいということを入れたわけですから。
- 委員 そういうような指摘も踏まえていろいろなシミュレーションをなささいというようなことは言えたはずですよ。
- 委員 私は当然やったけど、あまりにも悲観的なので、広くしたのかと思ったのですけれど。
- 委員 まだ質問してないので、計算をしたかどうかは私たちにはわからないわけですが、確かにおっしゃるように、何しろ母数が3ですから、それを使って計算するとあまり期待できる値にならないということは予想はできますけれどもね。
- 委員 そんなに違う結果が出るかどうかわからないのですけれども、あまりに現実と違うので、この委員のご指摘のところ言えば、15ページの1)の指摘ですよ。ジュゴンが実際にどこで発見されているか。どのような範囲で行動しているかと、それをベースにより現実に近いようなシミュレーションをやってみるということは当然できたはずですよ。
- 委員 いいですか。今度は委員に質問ですけど、17ページの一番下の行ですけど、「以下にその記述を転載する。各生態系の機能について詳細に記されている」ということですけど、例えばここで次の類型区分で、海浜で機能などが書いてありますよね。
- 委員 はい。
- 委員 この生態系機能というものは、どの部分を指すのですか。
- 委員 その中に項目が幾つかあります。
- 委員 景観形成。
- 委員 そうそう、はい。
- 委員 これが生態系機能ですか。

○委員 ええ、一番最初から言いますと、海浜は生物生息機能、生き物を住まわせる役割を持っているという意味をそこで書いています。景観は、特に人間が美しい白い砂浜で心を安らぐことができるというような機能であるというようにとりますし、強い波が来た場合に、それを防いでくれるという意味で防災機能があるというようにとらえ方をしていきます。

○委員 そうすると定量化というものは、例えば防災機能で砕波がどれぐらいなどということは当然できると思うのですが、定量化というものは定量的に評価するということはどういうことを指すのでしょうか。

○委員 サンゴ礁の場合でしか私、経験がないのですが、サンゴ礁の防災機能をどう評価するかというときに貨幣に換算するのですね。

○委員 何ドル？

○委員 例えば島をサンゴ礁が取り囲んでいますでしょう。そのサンゴ礁の価値というものはどれだけかということの評価する、防災機能の評価するときに、では人工的に島をぐるっと防波堤で囲ったらどれぐらいお金がかかるかということを経算するのですね。防波堤をつくって、その金額をすべて価値として扱うわけではなくて、例えばこれは50年もつというような仮定を立てるとすると、それを50で割って1年でこれぐらいの価値があるというような計算をします。

それから、生物の生産機能というものは主に漁獲高で表すことが多いですね。漁師の皆さんはそこで生業を立てているわけです。私たちはそれを買って食べるわけですが、幾ら幾らの売上があったからこれだけの価値があるというように計算します。これはこの場合で出てきたかどうかはちょっとはつきりしませんが、親水機能など、別の言葉で表していますが、最近よく扱う機能としては観光地としてどれぐらい役立っているかというようなことを考えるときには、その場所に観光のために来た人がどれぐらいお金を使ったかということを経算して価値として表すことがあります。

○委員 でも今、この全体の評価の中で、定量的にやりなさいというものはそういうことではないわけですね。

○委員 そこまで指針は要求していません。単に定量的に評価しなさいとだけ書いてあります。

○委員 ですから、今の例でいくと定量化が今はなされていないと言うのですが、定量化するとどの程度まで書けばいいのですか。

○委員 少なくとも漁業でどれだけ水揚げがあって、どれぐらいの利益を漁師の皆さんが得ているか。あるいは我々がどれぐらいの魚を得ているかという評価はできると思います。すべて貨幣価値で表すことに問題を指摘する人も多いですけども、1つの方法だろうとは思いますが、議論のきっかけにはなるのではないかと思いますし、その指針ができてからもう既に十数年たっていますので、現代に即した解析方法というものは、事業者といいますか、コンサルの皆さんが承知しておりますから、何らかの工夫はできていてよかったですね。

○委員 ありがとうございます。それで思い出するのは海洋保護区としての役割が埋立地にあったということが、漁業者がどの程度評価していたのかと思って、さっきおっしゃったように保護区の役割というものは、そこではとってはいけないということは損したように思うのですが、そこから逃げ出してくることでよってすごく儲かるわけですね。

○委員 それは最近の海洋保護区の議論の中でごく普通に扱われている言葉で、具体的な情報も集められていますが、残念ながら日本の海洋保護区の議論は非常に立ち後れていまして、なかなかそこまで到達していません。

○委員 そうすると漁協なども把握してないのですか。

○委員 何と説明したらいいのでしょうか。

○委員 いや、いつか委員のコメントの中で、漁獲高統計等で当然、定量化できるはずだというコメントを見て、そうかと思ったんですけど。

○委員 そういう見方をしているかどうかということだと思えるんですけども、必ずしも十分ではないかもしれませんが、幾つかの漁協は非常に認識が高くて、よく勉強しているというところがあるのは確かです。

○委員 すみません。

○委員 今のお話でちょっとついでですが、いわゆる保護区というか、この立入禁止区域の価値という話ですね。漁港いわゆる繁殖の関係の問題もその1つかもしれませんが、その地域自体の生物多様性というか、その自然的な価値、持っている価値が、いわゆるオープンなところと比較して、生物多様性、種の多様性というような形で、このエリアはやはり価値が、現在、そういう環境にあるので価値が高くなっているのだというような見方もあり得ると思うんですけど、このあたりはどうでしょうか。

○委員 それについては、もっと根本的な問題として、なぜ生物多様性が大切かというところまで掘り下げないと説得できないと思うのですね。これは講義し始めると大変な

時間を要する話なので省略しますが、それは、なぜ自然が大切かという質問に通じるものがある、答えとしては大切だということに私はいつも結論としては申し上げているのですが、そのためには情報を集めないといけません。この対象区域にどれだけの生き物が、どんな生活をしていて、その生き物がどんなに私たちの暮らしとかかわっているのかという情報がないと説得力はありませんよね。

ですから、私のコメントはまだそのスタートラインに立った地点で、自分自身でも弱いとは思っています。ただ、考え方として、そういう見方もしておく必要があるだろうということは確かだと思いましたので、記述をしました。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 この箇所で立入禁止だということと、網による網漁が禁止されているということが書いてあるのですが、その漁の方法で網漁が禁止されているということは、かなり生物の生息に関していうと大きな違いが出てくるのでしょうか。

○委員 それは人間が努力をしないでも網にかかっているものをちょっと時間がたった後に取り上げることができるという意味では楽をできますので。

○委員長 それは根こそぎ取ってしまうということにはならない。そこにあるものを、そういうような。

○委員 これは方法によると思います。

○委員 確かここは刺し網は禁止というから。

○委員 刺し網は禁止ですか。

○委員 ええ、ですから、今は定置ではなくて刺し網で、入ってやることはなので、というようにどこかで規制されているところは。

○委員 そこは詳しく見ていきます。

○委員長 刺し網というものはこうやって投げるやつですか。

○委員 いや、私もよく知らないのですが、要するに船2隻ぐらいでやっていくのではないですか。

○委員 具体的には、この場所でどういう方法がとられているかはちょっと調べないとわかりませんが、正確にお答えできるだけの情報を持ち合わせていないですね。でも一般論にすぎないので、もう少し根拠を求めながら議論しなければいけないとは思いますが。

○委員長 委員、素朴な質問ですが、ジュゴンの食み跡が言われているのではないです

か。あれは食み跡をよく見ると、何食べているのだということは、もうそこでよくわかるのですか。

○委員 食べた跡というものは、砂地が露出するぐらいに全部食べちゃって何もありませんので、そこで何を食べたかということはわからないのですが、その隣に何が生えているかということを見ながら、ここにはこういう生き物がいて、それをジュゴンが食べたに違いないというような判断をせざるを得ませんね。

それからもう1つ、どこかで発言した記憶がありますが、小さい海草は海底からこのように生えているわけですね。それは全部食べられてしまいます。それから長い海草は、上をつまむように食べていきますから、つまんだ跡が見えるのですよ。そこまで見ているかどうかは資料を読んだ限り判断できませんでした。確かに表の中で、食べ跡がたくさんあるところにはこういう海草がある、食べた可能性があるということにはなっていますけれども、情報はそこで留まっていて、詳しい解析はできていません。

○委員長 これは食べた跡はわかるけど、いわゆる食べたものの種類の見分けがつかないから、それを具体的に書いてないということもあり得るのでしょうか。

○委員 どこか1カ所、あんなにたくさんはないのですが、どこかに何を食べたかは書いてあるところがあって、その一覧表を見ていたら、ここにもあるのだなというものは見たのですが。

○委員 その表が置かれている後にちょっとした記述は確かにあります。それは現場をよく見てないのでわからないのですが、ここはいろんな海草が混在しているのかもしれないですね。私が知っているところは、主にタイとパラオしか知らないのですが、ある種が一面を覆っているのですよ。そこへジュゴンが食べに来ると、もう見事にブルドーザーが通ったように何もなくなるのですね。だけど間違いなくそれを食べたということは理解できるのですが、そういう状況にはないのかもしれない。

それから、古宇利の近くは結構長い海草がたくさん生えているということは確認していますので、ひょっとしたら食べ方が違うかもしれませんね。先のほうをつまむことが多いかもしれませんが、これも推測です。

ちょっと時間が怪しいので、先に進めます。

その後は、生態系のことについて幾つか気になることがあるので書いておきましたけれども、非常に推測が多くて、先ほどご指摘いただいたさまざまな機能があまり変化しないなどという表現がたくさんありますけれども、根拠がないことを示しております。

それから、生態系のつくり方、構造について、皆さんご覧になったと思いますけど、(図面掲示)こんなようなきれいな絵がいっぱい出てきます。これは食物連鎖の絵です。何が何を食べて、どういう仕組みになっているかということのを非常にきれいな絵で何枚か、その生態系の特徴として描いているのですね。でもこれはきれいですけれども、やはり表現としては定性的なのです。どの種が、どれを食べてというつながりを示しただけで、この生態系の中でどれが多い、少ない、あるいは食べる、食べられる関係が大切など、というような表現を入れてこそ定量的になるのですね。それはまったくありませんので、定量的とは言えない。

ただ、一方で、定量的にこれを描くということは非常に酷な要求だとは思いますが、でももう少し何か工夫があったかというように感じまして、25～26ページまでに同じような表現をたくさん書いておりますが、後でご覧ください。

ちょっと飛んでしまいますけれども、30ページからは、その申請書が出た後の質問と回答、それから中間報告などについて幾つか気になった点がありますので、これも後で見ていただければと思いますけれども、31ページには、中間報告と審査にかかわるところの気になる表現をメモしておきました。つまり、31ページの中間報告と審査結果というところですが、2行目ですが、「ジュゴンの保全を含め、環境保全に関しては、環境生活部の見解をもとに判断する」と明記してあります。そして特に「当該評価書で示された環境保全措置では、事業実施区域周辺域の生活環境及び自然環境の保全を図ることは不可能」という知事意見への対応がポイントと記してあります。ただ、これはこの後のさまざまな意見交換が、このヒアリングも含めまして非常にわかりづらいものがありましたので、この中間報告の位置づけをどう考えるかということは、私たちの結果をまとめるときにも重要ではないかと思ひまして、記しておきました。

その下から承認書の具体的な中身の中で気になったことを記しましたけれども、一番気になったのは、32ページの下からの、一番最初に申しあげました審査事項の最初の部分の問題で、繰り返しいろいろご議論いただいたところですので繰り返すことはやめたいと思います。

それから、あとも青字がいっぱい書いてありますけれども、このあたりについては今までの意見交換の中である程度申し上げたこともありますし、またこの後、質問をお受けしながら理解を深めていくことができればと思いますので、一旦説明を終わらせていただいて、意見交換に移ってはいかがかと思ひます。以上です。

○委員長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明を踏まえまして、何か質問、ご意見等。

○委員 31ページの【中間報告と審査結果】ということで、ここで先ほど強調されたように、「環境生活部の見解をもとに判断する」ということが書かれているということですが、ところが環境生活部からの意見というものはぎりぎり、締め切りが11月の末か何か。

○委員長 29日ですね。

○委員 29日でぎりぎりで、今回のあれでいくと、とても検討できるような時期にはなっていないのですね。もうひと月後には最終判断をしているわけですから。で、11月29日ということを決めたのははるか前、これは3カ月か4カ月ぐらい前に決めているのですね。そのへんのプロセスが今の最終報告案のほうを見ていると、知事が早くやれと言ったことが原因だったのですか。それもあつたんですかね。これは後の議論なのですが。そうでなかったら不思議だと思うのですよ。29日にもらって、もう12月の何日にはもう結論を出すと。それに対してヒアリングの中では、そういう意見はもらうけれども、意見に対して問い合わせることはしないのが慣例だということになると、なんだかちょっとこれはおかしい、プロセスがちょっと変だという気がします。以上です。

○委員 何度も議論したところなのですからけれども、よくわかりませんし、お出しただいた報告書でもそのあたりは指摘されていますので、今後どう扱うかということは大きなポイントでしょう。

○委員 委員のおっしゃられるとおりでと思うのですね。11月29日の環境生活部長意見、最終的な承認が12月27日ですから。短すぎるのではないかと、ただ、おそらく今までの議論の中では、11月29日のときには12月27日に承認ということは見えていなかったと思われるのですね。建前上は。だからまだ議論が十分できていないではないかという形でもう少し丁寧にやることは可能であったはずだと思うのですが、というように私には見えるのですけれども、ただ、最後の意見だという形で聞いておきながら、環境生活部でやりとりにないということは、そのへんあたり、丁寧さは、当然、やるべき丁寧さが欠けていたように思いますので、その後、どうしてこんなに早くなったのかということは、おっしゃられたとおりでと思いますね。

○委員 ありがとうございます。

○委員 おっしゃるように、ひとつ重要なポイントだと思うのですよね。この中間報告の記載と環境生活部の意見は、知事意見への対応がポイントだと書いていて、それから

環境生活部の意見が出て、「懸念が払拭できない」と書かれているのだけでも、その懸念を払拭したのかどうなのかはほとんどわからないというところがあると思うのですね。そういう流れの面と、今おっしゃった、極めて1カ月弱で最終結論を出したという、その期間で本当に環境生活部の意見についてもきちっと解析して対応措置がとれたかという問題はどうしても出てくるだろうという気がしますね。

○委員 環境生活部も自分たちだけではなくて、やはり委員会を持っていますよね。だからそういう委員会とのすり合わせというものはやらなきゃいけなかったと思うのですが、そういうことも今はもう全然なしでは、時間がないで進んでいったように思いますね。

○委員 だからどうして12月27日になったかという、知事の多分判断があったのだろうとは思いますが、結局、環境生活部長意見が出たころには、正直なところ、最終の期限というものは、まだ見えていないということが実際だったのではないのでしょうかね。それで中身的に時間があればできたはずなのだけどという部分があるのかもしれないね。

○委員 いや、その前にですから、中城の海上保安庁の意見というものは同じ時に質問を出しながら締め切りが1カ月も早いのですね。

○委員 32ページの1号要件の【審査事項1】についての委員のご指摘、これは冒頭のところの意見の要約の10ですよ。

○委員 そうです。

○委員 10に当たるもので、これは極めて重要なご指摘だと思うのですね。こういう視点が事業者にもなかったし、残念ながら審査する側にもこういう形で議論をすると、チェックをするというものがなかったということはそのとおりではないかと思います。

○委員長 ちょっとよろしいですか。飛行場の部分が埋める面積範囲が非常に広くて、作業ヤードのことは小さくてあれなのですけど、作業ヤードの理由のところを見ていたら、2年4カ月ぐらいブロックを使うのに使って、あとは目的も決まなくて、集落のほうに提供するみたいな感じなのです。緑地みたいなものにするみたいな感じの言い方をしていますけど、この2年4カ月ぐらい作業に使うためにこんな海を埋め立ててしまうというものについては、何か問題ないのかという気が非常にするのですけど、どんなものでしょうか。

○委員 その必要性は説明されていましたか。

○委員長 その必要性は、作業ヤード、工事の中のほうに作業ヤードを確保するのだけども足りないからみたいな言い方をしているのですが、でもこれは今の雰囲気を見てみると名護市長との協議が全然進まないものですから、そのほう何にもできてないということで、そんなこと言うと、なくたってできてしまうのではないかと、ここがなければ作業ができないみたいな、書きぶり自体が、本当は成り立たないのではないかという気がするのですがね。作業ヤードが一部基地の中で確保するだけでは足りないからという言い方なのですよ。

○委員 私が読んで、正確ではないのですが、ケーソンという海に埋める函ですね。あれをコンクリートでつくるために海でなければいけないのかと思ったのですが。

○委員長 あれは運んでくるという話じゃありませんでしたか、ケーソンは。要するにあそこは浅いものですから、船が近づけなくて。

委員、ケーソンは外から運んでくるという話ではなかったですか。

○委員 はい、大体そうではないでしょうか。

○委員 大体そうなのですか。そうすると作業ヤードを私は誤解していました。何のために使うのですかね。

○委員長 ブロックなどをつくると、製造作業。

○委員 ではブロックのほう、ケーソンではなくて。

○委員長 はい。消波ブロック、何か何種類かのブロックを護岸に使うという形になって。それをつくるための作業ですけど、使用期間って開始から2年4カ月程度と書いてあるのですよね。この2年4カ月ぐらい使うために、あんな5haも海を埋めるかということがなんとなくですね。

○委員 それは私の理解ではデッドラインを決められていて、いつまでに供用開始ができるようにという縛りをかけているので、それを工事のスピードアップのために狭い中でやりくりをするということでは遅くなってしまうという、そういう事情ではないのかと思います。

○委員長 ほかに何か。

○委員 1つだけ言い忘れたというか、紹介しておいたほうがいいのかもしい部分を見つけました。25ページです。真ん中あたりから「埋立土砂発生区域跡における緑化は」という言葉で始まる段落があります。ここは埋立土砂を採取した後、小さな木を植えるという説明をしてあるところですがけれども、それがある程度成長し、普通の森になった

場合にはいろいろな動物も侵入し、ほかの動植物のいい生息環境になると、それはそうなのですけれども、でもそうなるまでに結構な時間がかかるということは当然予想されるわけです。

そうすると、大きな木に成長するまでに10年、20年かかるとすれば、その期間における、その場所の役割というものが以前とは違うし、また時間とともに変化するはずなので、そこは丁寧に評価すべきではないかというように感じました。

それはその次のオリオオコウモリのこととも関連するのですけれども、オオコウモリが生息場所を失った場合にどこかに出ていってしまいますが、果たしてここでおっしゃるように環境保全措置を講じなくても、このコウモリたちは存続することができるかということとはちょっと疑問があります。

なぜかという、現時点でもオオコウモリはいろんなところに住んでいて、ひょっとしたら個体数というものは今、飽和状態にあるかもしれない。そこへある場所で生息場所を失ったオオコウモリがやってきたら、果たして本当に生存可能かどうかということとはちょっと気になる場所なので、これをもう少し全体的に考える必要があります。これは生物の移植のところによく議論されることですが、どうもこのあたりの議論の丁寧さが足りないということは感じました。

○委員長 これは当然移植ではなくて勝手に移動していくという、自分で動けるから。

○委員 動物はですね。

○委員長 そういう趣旨ですよ。

○委員 はい。

○委員 25ページの「埋立土砂発生区域跡」のところですが、この後の緑化というものは、これを読んでいてどういように議論したらいいのかといつもここは思ってしまうところなのですが、これは私はやはりダミーだと思うのです。土砂を採るということそのとおりなのですが、辺野古ダムの周りですが、土砂を採った後、やはり普天間基地の代替ということになれば兵舎が足りないのは見え見えですので、軍人・軍属どれだけ家族が張り付くかわかりませんが、足りないのは見え見えなので、今までは計画がどこかの段階で浮上してくるということで、土砂を採った後は途中で計画変更して宿舎をつくるというのに切り替わる、緑化に至らないという、そこで出されているダミーのように私は見えて、このところはどういように検討すべきか、出された書面、申請された書面で議論すべきだと思いますので、とは思いますが、こ

こはそういう問題があるなと思ひながら読んでるところです。

○委員長 委員は何かないですか。

○委員 いえ、大丈夫です。

○委員 初めて聞かれるような言い方が多かつたと思ひますので、どうぞご質問ください。

この後もいろいろご質問があるかもしれませんので、それをいただきながらこれを改良して最終的な資料として提出したいと思ひます。まだまだ誤植もありますし、完璧ではありませんので少し改良させてください。

○委員長 お願いします。

大体きょうはその程度でよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○委員長 次回は確か29日でしたか。入っていますよね。そのあたりで、いわゆる一時的な原稿ぐらひは出てきますか。

○委員 そうですね。今後のスケジュールですけど、次は29日、来週月曜日ですね。きょうの議論も踏まえて大方のとりまとめの原稿を弁護士委員のほうで検討して出せばいいかと思ひております。

ただ一部、何回か前に一部については出してありますので、それも踏まえて全体的なものを出せばいいかというような今、段取りです。2号については、きょうの議論もございますので、どの程度まとめて出せるかということは、ちょっとそのとき次第ということでお願ひしたいと思ひます。

○委員長 何かこれは厳しそうですね。これについては少し遅れることはやむを得ないでしょうね。29日に間に合わないということは。

○委員 それで従来、29日までしか日程を入れていなかったと思ひますが、29日で委員会を終了するのはなかなか難しいだろうということで、もう1回入れる必要があるのかと、そういうように思ひますので。委員方の日程を事前に聞いたところ、委員はまだ。

○委員 大丈夫です。

○委員 7月7日ですね。7日、火曜日の3時から、いつものとおりの3時からということですね。

○委員長 ここは大丈夫ですよ。

○委員 私はすみませんが、先行する出張予定がありますので、7日は欠席させてい

たきます。

○委員 可能な委員方でやるということでよろしくをお願いします。

○委員 一応、事務局にも7日予定してもらってということですかね。

○委員長 委員はメールなり何なり少しご意見を直接出してもらおうというような形など。

○委員 はい。可能な形で参加させていただきますので。

○委員長 そういう形をお願いするという形で。大体そういうことでよろしいでしょうか。

○委員 あと意見なのですが、先ほど委員長がおっしゃられたのですが、この事務方も含めて報告書等が最終段階にあるので守秘義務というか、漏れないということをご考慮いただきたいというように思いますので、重要、注目されているところですので、先に出てしまうということはちょっと、結論はまだ出ていないのですが。

○委員長 そのとおりでしょうね。我々が知事に報告する前にこれが外に出るということはあり得てならないと思うので、それは厳重にお願いします。

○委員 大体そんなところで。

○委員長 では、少し2号要件については余裕もいただきながらより充実したいという形で考えて、特に委員、学者の先生のほうのご意見は、この部分については特にしっかり伺わないといけないと思うので、どうしても遅くならざるを得ないですね。法律の問題だけではありませんので、というように考えましょうか。

向こうで記者会見したときに次の次の予定は言わないようにしましょうね。

○事務局 はい。29日は発表されているのですか。

○委員長 29日はどうですかね。

○委員 そこで発表されているのですか。まだですか。

○事務局 まだだと思えます。

○委員長 常に当日に次回を今まで言っていますので。

○委員 29日はやむを得ないのではないですか。もし29日って言わないとまた疑心暗鬼でいついつかという形になるので。

○委員長 ではそういうことで、29日までの日程はお知らせするというようにしましょうか。

○事務局 それと報告の件ですけれども、7月は知事の海外出張が多くて。

○**委員長** いや、前回いただきました日程は全委員の皆さんに回しまして、それは後で少し相談しましょうね。

○**事務局** 塊でもいいと思います。例えば7月の下旬の28、29日など。

○**委員長** そのへんも踏まえて近々にはそのご相談はできると思いますので、そういうようなことで。

○**事務局** それと委員からあった守秘義務ですけれども、最近、ころころ平和宣言が漏れたり、いろいろあるものですから、できたらこの報告書案等について、うちのほうで印刷するのはやめたほうがいいのかと思ひまして。

○**委員** それでは議事録はもう閉めてからお話ししていいですか。

○**委員長** では議事録はもうこれで閉じます。

(午後17時 閉会)

3. 閉 会